

議案第 7 号

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年 2月14日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第10項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に、「前項」を「第1項、第2項及び前項」に、「同項の規定による給料月額」を「これらの規定により算出した額」に改める。

第7条の2第2項第2号、第9条第1項、第16条の2第1項及び第3項、第16条の3第3項並びに第18条中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

別表第4の2備考中「助教授」を「准教授」に改め、「講師」の次に「助教」を加える。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び学校教育法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。